法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構鉄道建設本部大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　共同企業体の構成員の組合せは次のとおりとする。

構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、福井県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有する者であること。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①から⑤のいずれか（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者であること。ただし、代表者と第２位の構成員で④の実績を満たすこととする。

出資比率が最下位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①から⑤のいずれか（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者であること。

施工実績

①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長500m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　鉄道ラーメン高架橋新設工事
⑤　橋りょう新設工事

⑸　機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成24年度及び平成25年度の機構鉄道建設本部の工事成績が、２年連続で平均点が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者及び出資比率が第２位の構成員については、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置する場合は、専任補助者数は配置予定技術者１名につきそれ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ及びエの基準を満たす者とする。出資比率が第２位の構成員に専任補助者を配置する場合は、出資比率が第２位の構成員の配置予定技術者に同種工事の施工経験を求める場合に限るものとする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

㋐　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

㋑　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

㋒　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は㋐若しくは㋑に揚げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

イ　構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した上記２⑷の施工実績のうち、①における掘削施工管理に１年以上（当該施工経験が機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した上記２⑷の施工実績のうち、①から⑤のいずれか（当該施工経験が機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者であること。ただし、代表者と第２位の構成員で④の経験を満たすこととする。

出資比率が最下位の構成員が配置する配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

なお、上記⑷に掲げる同種の工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができる。ただし、複数名のうち上記⑷①の施工経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。

専任補助者について、代表者及び出資比率が第２位の構成員が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

ウ　専任補助者を配置する場合は、上記イの施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

①　要件　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長500m以上の鉄道トンネル新設工事
　代要件　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
④　要件　鉄道ラーメン高架橋新設工事
　代要件　橋りょう新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構鉄道建設本部大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。